

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成30年11月26日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 17名
2. 出 席 委 員 15名にしてその氏名は次のとおり
1番 沼部 清伸 2番 高橋 誠一 3番 高橋 善一
4番 舩山 利美 5番 安達 芳紀 6番 小野 博
7番 遠藤 敬一 8番 佐藤 一志 9番 浅野 厚司
11番 錦郡 昌之 12番 島崎 栄一 13番 大河原 清
14番 大武 伸彦 15番 峠田 一徳 16番 本間 仁一
3. 欠席通告委員 2名にして氏名は次のとおり
10番 高橋 隆 17番 黒澤 ちよ子
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長補佐 大坂 登啓
同 上 農地係主任 嶋貫 信一郎
5. 付 議 事 件 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第16号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 議第50号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6 議第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7 議第52号 非農地証明願に対する可否について

6. 会議の要領
議長（沼部会長）

（開会：ときに午後2時00分）

平成30年11月19日南農委告示第12号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は15名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、10番高橋隆委員、17番黒澤ちよ子委員の2名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。3番高橋善一委員、4番舩山利美委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員	3番 高橋 善一 委員
	4番 舩山 利美 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第15号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

大坂事務局長補佐

ただ今上程されました報第15号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が5件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫主任の補足説明を求めます。

嶋貫主任

1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 2,476 m²を賃借人が経営を縮小するため合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 合計 4,699 m²を賃借人が経営を縮小するため合意解約するものです。

嶋貫主任

3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 合計 1,248 m²を促進法から農地法へ切り替えのため合意解約するものです。

4番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 合計 8,003 m²を促進法から農地法へ切り替えのため合意解約するものです。

5番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 876 m² 畑 624 m² 合計 1,500 m²を経営移譲年金受給のため合意解約するものです。

議長（沼部会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので、報第16号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長）

次に日程第5議第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由について事務局長補佐にいたさせます。

大坂事務局長補佐

ただ今上程されました議第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転2件、賃借権4件、合計6件の許可申請があったのでご提案するものがあります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが嶋貫主任の補足説明を求めます。

嶋貫主任

1番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 合計 422 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲ 田 合計 4,402 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 合計 3,793 m² について新規の10年契約で11月20日支払い金納となっております。

- 嶋貫主任 4 番につきましては、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 合計 1,248 m² について新規の 3 年契約で 1 1 月 3 0 日支払い金納となっております。
- 5 番につきましては、■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 合計 8,003 m² について新規の 3 年契約で 1 1 月 3 0 日支払い金納となっております。
- 6 番につきましては、■■■■と変更前の賃借人■■■■との賃貸借契約を■■■■に移転するもので、▲▲字▲▲ 田 合計 1,592 m² について賃借権の移転をするものです。
- 議長（沼部会長） ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。
- 議長（沼部会長） 議第 5 0 号 1 番の現地調査について、1 4 番大武伸彦委員より報告をお願いいたします。
- 1 4 番
（大武伸彦委員） 申請地はぶどう園で、周辺農地にも影響ないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に、2 番の現地調査について、8 番佐藤一志委員より報告をお願いします。
- 8 番
（佐藤一志委員） 全てが耕作され、周辺農地に影響ないことを確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に、3 番の現地調査について、3 番高橋善一委員より報告をお願いします。
- 3 番
（高橋善一委員） わかりにくい場所でしたが、申請どおりであったことを報告いたします。
- 議長（沼部会長） 次に、4 番、5 番、6 番の現地調査について、1 1 番錦郡昌之委員より報告をお願いします。
- 1 1 番
（錦郡昌之委員） 4 番、5 番の案件は牧草が植えられており管理されていました。6 番の一番上は耕作されていました。残りの 2 筆は草刈されて管理されていました。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。
これより議第 5 0 号について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。
- 議長（沼部会長） ………異議なしの声………
異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。
………なしの声………

- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ……………全員挙手……………
許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第6議第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。
- 大坂事務局長補佐 ただ今上程されました議第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し3件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 嶋貫主任 1番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲ 田 479 m²を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
2番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲ 田 1,838 m²を賃貸借し駐車場として利用するため申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
3番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲ 畑 205 m²を使用貸借し通路及び雪押し場として利用するため申請があったものです。
当該地は、農地区分第1種農地であります但例外規定の既存敷地の拡張と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について9番浅野厚司委員より報告をお願いします。

9 番
(浅野厚司委員) 3 番の案件については、併用地である宅地に車庫の建設が始まっており、今回の申請地の一部に土間コンクリートがされておりました。事前着工しており、事務局から指導を行い顛末書が提出されたことを確認しました。

そのほかの案件は、申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長 (沼部会長) これより審議に入りますが一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長 (沼部会長) 異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。

1 1 番
(錦郡昌之委員) 暫時、休憩をお願いします。

議長 (沼部会長) それでは暫時休憩します。(ときに午後 2 時 1 3 分)

議長 (沼部会長) 総会を再開します。(ときに午後 2 時 1 4 分)

議長 (沼部会長) ほかに質疑意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長 (沼部会長) なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長 (沼部会長) 許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

議長 (沼部会長) 次に日程第 7 議第 5 2 号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

大坂事務局長補佐 ただ今上程されました議第 5 2 号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は農地法第 2 条に該当しない旨の願出が本委員会に対し 1 件ありましたので提案するものであります。

事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長 (沼部会長) ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、嶋貫主任の説明を求めます。

嶋貫主任

1 番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が畑 合計 13,545.55 m² が、平成元年以前から山林化して、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（沼部会長）

ここで現地確認について 8 番佐藤一志委員より報告願います。

8 番
（佐藤一志委員）

地元委員の私から現地調査の結果を報告いたします。
現地は申請どおりであったことをご報告いたします。

議長（沼部会長）

これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長）

…………なしの声…………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長）

…………全員挙手…………
全員と認めます。
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。

議長（沼部会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成 30 年 11 月 19 日付け南農委告示第 12 号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。
（閉会：ときに午後 2 時 18 分）